

平成27年度著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会の

審議の経過等について

I はじめに

文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会（以下「小委員会」という。）は、急速なデジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備のため、知的財産推進計画2015（平成27年6月知的財産戦略本部決定）等を示された検討課題を踏まえつつ、クリエイターへの適切な対価還元に係る課題等について検討を行ってきた。本年度の小委員会における各課題の審議の進捗状況等については、以下のとおりである。

II 各課題の審議の状況

1. クリエーターへの適切な対価還元に係る課題

(1) 検討の経緯

前年度の小委員会では、平成25年度に（公社）著作権情報センター附属著作権研究所のまとめた「私的録音録画に関する実態調査」の最終結果報告と権利者団体より同調査の結果を受けた分析報告がなされた。その後、権利者団体より、クリエイターへの適切な対価還元についての意見発表がなされ、意見交換が行われた。

本年度は、利用者団体及び事業者団体より、クリエイターへの適切な対価還元についての意見発表がなされ、その後意見交換を経て、本課題について今後議論を進める上での論点整理を行った。これを受け、整理された論点の一つである「私的録音録画に係るクリエイターへの対価還元についての現状」を把握するため、録音と録画それぞれの分野についてヒアリングを行った。なお、議論の参考にするため、事務局より諸外国における私的複製に関する制度の概要を紹介した。

(2) 検討の状況

本年度は、昨年度からの議論に継続して、クリエイターへの適切な対価還元についての意見を、利用者団体及び事業者団体からそれぞれヒアリングし、これまでの議論を踏まえた意見交換を行った。主な意見をまとめると次のとおりである。

①対価還元に係る基本的考え方

- 現行法制定時、私的複製に係る複製権を制限しても権利者への不利益は零細であったことなどに鑑みて、私的複製は自由かつ無償で行えることとされたが、その際、複製手段の発達・普及のいかんによっては著作権者の利益を著しく害するに至ることも考えられ、将来再検討の必要があることが指摘されていた。その後、デジタル録音、デ

デジタル録画の技術が発達し、権利者の利益が著しく損なわれている状況を踏まえて、私的複製によって生じる権利者の不利益を救済するために私的録音録画補償金制度が創設された。

- コンテンツの訴求力を利用するステークホルダーが一定のリスクの負担をすることによってのみコンテンツにお金が回り、メーカーも機械を売ることができユーザーは豊富なコンテンツに触れることができる好循環を生むという見地から、対価の還元の問題を考えていくべき。ユーザーが支払義務者でメーカーが協力義務者であるという現行制度を前提として議論すると、コンテンツの訴求力を利用するステークホルダーとして事業者の上げる利益が十分に考慮されない。
- 契約や技術によって、創作から利用までの一連の過程で著作権者にとって適切な対価還元の機会が実現できるので、新たな法制度による対価還元は不要。
- 著作権法第30条第1項が存在する我が国においては、音楽については、現在の販売価格の中で私的複製を見越した価格決定がなされているわけではない。
- 私的複製に係る権利制限は維持することを前提として対価の還元について議論をする必要がある。
- 権利者、事業者、消費者の三者の利益バランスがとれ、かつ社会的利益を最大化できる方向を志向すべき。
- 私的複製がそもそも補償に値する行為であるのかどうか、その場合の私的複製というのはどこまでの行為を指すのか、ということを整理した上で議論を進めるべき。
- 技術やビジネスの実態の適切な把握の上に法的議論が積み上げられるべきである。まずは事実関係を十分に認識することが重要である。
- 本来、対価還元は市場メカニズムに基づいて行われるべきであるが、それが十分に機能せず、市場の失敗が生じている場合には、市場の失敗を補正する措置として補償金等の政策介入がありうる。そのため、まずは、市場の失敗がどこで起きていて、それにどのように対応すべきかという現状を整理する必要がある。その際、コンテンツの提供の形態が多様に存在することから、ある程度類型化して整理することが適当。
- 市場の失敗が生じているか否かを判断する上では、客観的な分析・評価が必要である。

②対価還元を要する範囲

- 国民全体でみて、非常に大きな私的複製のニーズが存在しており、このようなニーズを背景として事業者は私的複製に供される機器・媒体を販売して利益をあげているが、その多くは現行の補償金制度の対象となっていないため、対価が還元されていない。
- 私的複製に関する対価の還元に限定するのではなく、コンテンツの流通経路全体の中で対価の還元がなされるべきである。そしてそれらの対価は、本来は契約により還元されるべきであり、クリエイターとクリエイター以外への支払配分などの実態を把握すべき。
- タイムシフトやプレイスシフトのように、自身が購入したコンテンツを複数のデバイスに複製してそれを楽しむということを消費者の多くはしている。1曲を4台に複製した際にそれを4曲とカウントすることには懐疑的。
- 昨年度のクラウドコンピューティングについての議論において、私的複製と定義され

た領域については当小委員会の議論の対象となり得る。その場合、その手段を提供する通信事業者等も関係してくるのではないか。

③対価還元の手段

(ア) 補償金制度

- 私的録音録画に供される機器等が現行の補償金制度の対象となっておらず、実態を反映させるべき。
- 私的複製に汎用機器が供されるようになっていくとして汎用機器を補償金の対象とすることは、その機器で私的複製を行わない消費者にまで補償金を課すこととなり、妥当ではない。
- 汎用、専用の話は、ユーザーが支払義務者であるときの話である。メーカーの上げる利益に着目した制度を考えた場合は、メーカーは専用、汎用の別なく複製機能を実装した機器の販売から一定の利益を上げるという構造があるため、質的に異なる。
- 現行の補償金対象機器や媒体を政令指定する方式は状況変化に速やかに対応することができないため、私的複製に供される機能を有する製品・サービスを対象とした補償金制度を構築すべき。
- 補償金の対象を決定する手続として、例えば権利者や事業者が当事者として議論をするという手続も考えられるのではないか。
- 現行制度では事業者が協力義務者とされており、法律上の責任が明確ではない。事業者に対して法的強制力がないとなれば、補償金制度は事実上機能しない。
- 私的複製から利益を受けるという観点からすると、消費者だけでなく、コンテンツの訴求力を利用して成果を上げる事業者等は、利害当事者として極めて大きな存在であり、現行制度では協力義務者となっているが、本来は当事者として考えるべき存在である。消費者と権利者の利害調整というところから離れないと、この問題は解決しないのではないか。よって、複製機能を提供する事業者を支払義務者とすべき。
- 著作権法の立てつけとして、複製をするユーザーの行為を飛ばしていきなり、複製機能を提供する事業者について議論するのは困難ではないか。
- 補償金制度は分配先についてアバウトな見立ての上に設計されているという主張があるが、一方で、家庭内での複製行為に介入することは適切ではなく、どのコンテンツが複製されているのかを把握することはできないのではないか。

(イ) 契約と技術による対価還元

- 原則として、適切な対価還元はビジネスモデルによって担保されるべきものであり、補償すべき損失がある場合には、例えば販売価格を見直す等の契約による解決を図る機会を設けるべき。
- 劇場用映画については、唯一、テレビ放送からの私的録画が制御できない現状にあるので、契約や技術により対価還元が適切になされるのであれば、これを実現して欲しい。
- サービスの利便性が高くなればその分を利用料として新たに支払うということは、

消費者として受け入れられる。補償金という形ではなく、新しいサービスやイノベーションを促進して、サービスの契約の中でクリエイターに対価還元が行われるべきであろう。

- インターネット配信が成長することにより、契約と技術で対応できる範囲が拡大していく。また、インターネット配信が増える中で対価を還元すると、対価の二重取りという問題が拡大する。
- コピー制御の技術の向上と直接課金の実現が増えてきている現状を踏まえ、私的複製をするか否かわからない消費者に補償金を支払わせるより、サービスを利用している消費者に契約で対価を還元してもらうというのが筋である。
- 2002年当時機能していたコピー制御技術であるSCMS（シリアル・コピー・マネジメント・システム）はもはや有効に機能しておらず、基本的にはコピー制限がない状態で音楽が回っている。

（ウ）その他の手段等

- 質の高い日本のコンテンツを継続的に生み出すための土壌整備という観点から、補償金よりもむしろ、健全なるクリエイターの育成と創作拡大に向けた支援基金を設立し、権利者、事業者、消費者によって日本コンテンツの国際競争力を向上させる検討をすべき。
- 補償金のように、現実の私的複製に対応して権利者に正確に分配をすることが難しい制度を維持するよりは、ある程度割り切って、クリエイターの育成に大きく舵を取った対価還元を志向すべき。例えば税制の優遇という方法もあるのではないか。
- 新しいビジネスモデルについてのルール作りに関する権利者団体と事業者団体の話し合いを促進するため、著作権法の紛争あっせん制度を拡充し、それぞれの団体が市場において一定のシェアを占める場合は、話し合いの場で決まったルールを文化庁がオーソライズし、一般的なものとするという仕組みを作るべきではないか。
- 録音と録画ではDRMの影響等の関係から同じ条件で語れるのか疑問。個別に議論していくという方法もあるのではないか。
- 対価還元の手段を議論する上で、何らかの新たな制度を検討する場合には、その制度によって国内外のイコールフットイングが保たれるよう留意すべき。

④その他の意見

（ア）ダビング10

- デジタル放送番組についてはダビング10のルールが適用されており、技術的に孫コピーの作成が制限されているが故にメディアチェンジができない。自由に複製を行えず、そのルールを維持するための社会的コストを消費者が負担しているにもかかわらず、さらに補償金を支払うということは受け入れ難い。
- ダビング10のルールにより何らかの弊害があるのであれば、それが真にルールによるものなのか、メーカーのビジネス上の戦略によるものなのか、整理が必要。
- 過去にはSCMSという孫コピーを制限する技術が音楽コンテンツについて採用されていたが、その際には補償金を支払っていた。もっとも、複製可能な回数等の程

度に応じて補償金を課すか否かという閾値論はあろう。

- ダビング10の議論は本小委員会の検討課題ではない上に、ルール創設当時の総務省デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会においても、対価還元が伴うものであると示された。これ以上の議論は不要である。

(イ) コンテンツの利用形態の変化

- サブスクリプション型サービスの台頭により、私的複製という行為自体が減少していく傾向にある。

これらの意見を基に、小委員会では、今後議論すべき主な論点を整理し、以下の3点について、順次検討を行うこととされた。

1点目は、「私的録音録画に係るクリエイターへの対価還元についての現状」であり、今後の検討に先立ち、まずは、コンテンツの流通に係る契約実態や技術動向を踏まえ、コンテンツの種類や流通態様の差等にも留意しつつ、私的録音録画に係るクリエイターへの対価還元の現状について把握することが必要であるとされた。

2点目は、「補償すべき範囲」であり、把握された対価還元の現状に基づき、クリエイターへの対価還元が適切に行われておらず対価還元のための制度的担保又は取組が求められる範囲が有るのか否か、ある場合にはどのような範囲か、について検討することが必要であるとされた。

3点目は、「対価還元の手段」であり、補償すべき範囲がある場合に、対価還元の担い手、対価還元を機能させるシステム設計、対価の分配方法等を含め、どのような手段で対価還元を行うことが適切か検討することが適当であるとされた。

論点の一つである私的録音録画に係るクリエイターへの対価還元についての現状の把握については、録音と録画のそれぞれの分野について、関係者からヒアリングを行った。

録音については、私的録音に係る音楽の流通形態として、パッケージ販売、音楽配信（ダウンロード型・ストリーミング型）、CDレンタルがあるとされ、それぞれについて、著作権者等との契約やコピー制限の実態、クリエイターへの対価還元の現状について報告を受けた。

録画については、私的録画に係る映像コンテンツの流通形態として、劇場での映画上映、パッケージ販売、DVDレンタル、放送（有料・無料）、動画配信（ダウンロード型・ストリーミング型）があるとされ、それぞれについて著作権者等との契約やコピー制限の実態、クリエイターへの対価還元の現状について報告を受けた。

2. クラウドサービス等に係る円滑なライセンス体制の構築に係る課題

本小委員会は、平成27年2月にとりまとめた「クラウドサービス等と著作権に関する報告書」において、音楽関係権利者3団体（日本音楽著作権協会、日本レコード協会、日本芸能実演家団体協議会）から提案のあった「音楽集中管理センター」（仮称）構想について、その設立に向けて関係当事者間で速やかな検討を行うよう求める旨を提言した。今期

の本小委員会における関係委員からの報告によれば、同構想については、現在、音楽集中管理センターに対するニーズの把握に努めている段階であり具体化には至っていないとのことであった。今後の取り組みについては、音楽関係権利者3団体においては、利用者のニーズに係る事例を蓄積するため、利用者からの権利処理に関する相談や問い合わせのための一元的な窓口を設置する方針が示された。

Ⅲ おわりに

今期の小委員会では、上記のように、①クリエイターへの適切な対価還元に係る課題及び②クラウドサービス等に係る円滑なライセンス体制の構築に係る課題について検討を行った。

①クリエイターへの適切な対価還元に係る課題については、本年度整理された論点に沿って、クリエイターへの対価還元についての現状を踏まえて、今後、補償すべき範囲や対価還元の手段等について、更なる検討が求められる。

また、②クラウドサービス等に係る円滑なライセンス体制の構築に係る課題については、音楽集中管理センターの早期の実現に向け、引き続き、関係団体における積極的な取組が期待される。

IV 開催状況

第1回 平成27年7月3日

クリエイターへの適切な対価還元について（諸外国における私的複製制度の紹介、事業者及び利用者による意見発表）

第2回 平成27年9月9日

クリエイターへの適切な対価還元について（英国における私的複製をめぐる状況の紹介、意見交換）

第3回 平成27年11月26日

クリエイターへの適切な対価還元について（論点整理、意見交換）

第4回 平成28年1月29日

クリエイターへの適切な対価還元について（私的録音に係る関係者ヒアリング）

第5回 平成28年2月22日

- ①クリエイターへの適切な対価還元について（私的録画に係る関係者ヒアリング）
- ②クラウドサービス等に係る円滑なライセンス体制の整備について
- ③平成27年度著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会の審議の経過等について

V 委員名簿

	浅石道夫	一般社団法人日本音楽著作権協会常務理事
	今子さゆり	ヤフー株式会社コーポレート政策企画本部知的財産マネージャー
	大渊哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	奥邨弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	華頂尚隆	一般社団法人日本映画製作者連盟事務局長
	河村真紀子	主婦連合会事務局長
	岸博幸	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
	小寺信良	一般社団法人インターネットユーザー協会代表理事
	榊原美紀	一般社団法人電子情報技術産業協会著作権専門委員会委員長
	笹尾光	一般社団法人日本民間放送連盟知財委員会ライツ専門部会法制部会特別委員
	椎名和夫	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会常務理事
主査代理	末吉互	弁護士
	杉本誠司	株式会社ニワンゴ代表取締役社長
	龍村全	弁護士
主査	土肥一史	日本大学大学院知的財産研究科教授
(長谷川浩二	東京地方裁判所判事(知的財産権担当) (~H27.10.13)
	畑陽一郎	一般社団法人日本レコード協会理事・事務局長
	松田政行	弁護士
	松本悟	一般社団法人日本動画協会専務理事・事務局長
	丸橋透	ニフティ株式会社理事・法務部長

(以上19名)

文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会
におけるヒアリング・意見発表団体一覧

第1回 平成27年7月3日

- ・主婦連合会
- ・一般社団法人インターネットユーザー協会
- ・一般社団法人電子情報技術産業協会

第4回 平成28年1月29日

- ・一般社団法人日本レコード協会
- ・株式会社レコチョク
- ・日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合
- ・一般社団法人日本音楽著作権協会
- ・株式会社ジャパン・ライツ・クリアランス

第5回 平成28年2月22日

- ・一般社団法人日本映画製作者連盟
- ・一般社団法人日本民間放送連盟
- ・スカパーJSAT 株式会社
- ・HJ ホールディングス合同会社
- ・東映株式会社